

# 余剰電力売却仕様書

## 1 概要

(1) 適用範囲	本仕様書は、今治市クリーンセンターに設置された発電設備において発生する電力のうち、本市が消費する電力を除いた余剰電力から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく再生可能エネルギー電気であるバイオマス電力及び自己託送電力を除いた非バイオマス電力の売却について適用する。
(2) 件名	今治市クリーンセンター余剰電力(非バイオマス電力)売却
(3) 供給場所	愛媛県今治市町谷甲 3 9 4 番地 今治市クリーンセンター
(4) 業種	一般廃棄物の焼却施設
(5) 発電設備	最大出力 3, 8 0 0 kW
(6) 供給電気方式等	ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式 イ 標準電圧 6. 6 kV ウ 標準周波数 6 0 Hz エ 供給最大電力 1, 9 9 0 kW オ 力率 遅れ 9 5 % 以上 カ 接続電力系統 四国電力送配電株式会社
(7) 認定発電設備情報	本設備は、再エネ特措法第 6 条に規定される認定発電設備である。 ア 設備名称 今治市クリーンセンター発電所 イ 設備 I D R 6 3 3 1 2 9 G 3 8 ウ 発電事業者名 今治市 エ 設備区分 バイオマス発電設備 (一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼) オ 設備認定日 平成 28 年 3 月 23 日
(8) 供給地点（電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点）	四国電力送配電株式会社の引込線と今治市の区分開閉器との接続点
(9) 逆潮流の電源区分	本発電設備は発動指令電源（安定電源に属さない）として容量市場に参加予定であり、買取者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は 1, 000kW 未満である。

## 2 売却仕様

(1) 契約方法	単価契約
(2) 予定売却電力量	3,748,106kWh (非バイオマス電力量) ※施設稼働後の実績をもとに算出した年間予定量であり、担保するものではない。
(3) 履行期間	令和6年(2024年)4月1日0時から 令和8年(2026年)3月31日24時まで
(4) 予定最大送電電力	1,990kW
(5) 予定バイオマス比率	55.025% (平成30年4月～令和5年3月の実績平均値) ※平均値のため変動する可能性があり、担保するものではない。容量市場参加において、バイオマス上限比率は64%に定める。
(6) 売却電力量区分等	下表のとおり

売却電力量区分			予定売却電力量
非バイオマス電力量※1	昼間※2	夏季※4	535,027kWh
		その他季※5	1,200,034kWh
	夜間・休日等※3		2,013,045kWh
合計			3,748,106kWh

(注) 予定余剰電力量に予定バイオマス比率を乗じた値をバイオマス電力量とし、予定余剰電力量からバイオマス電力量及び自己託送電力量を減じた電力量を非バイオマス電力量とする。

(備考)

※1 余剰電力量からバイオマス電力量及び自己託送電力量を減じた電力量

※2 毎日8時から22時までの時間帯

ただし、休日等(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日)を除く。

※3 昼間時間帯以外の時間帯及び休日等の全日

※4 7月1日から9月30日までの期間

※5 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までの期間

## 3 バイオマス比率の報告等

今治市(以下「甲」という。)は、毎月ごみ組成分析を実施して各月のバイオマス比率を把握するとともに、その結果を四国電力送配電株式会社に書面にて報告する。なお、バイオマス比率の単位は、0.001パーセントとし、その端数は、小数点以下第4位を四捨五

入し、小数点以下第3位までとする。

#### 4 余剰電力量の計量等

- (1) 売却電力量の計量は、送電用電力量計（甲の負担により四国電力送配電株式会社が供給場所に設置し保有するものをいう。以下「電力量計」という。）により行うものとする。
- (2) 電力量計の検針は、原則として毎月末日24時に四国電力送配電株式会社の自動検針により行い、電力購入者（以下「乙」という。）は同社から通知される非バイオマス電力量の結果を甲に速やかに通知し、甲の確認を受けるものとする。
- (3) 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲、乙協議して決定するものとする。

#### 5 電力量料金の算定

- (1) 電力量料金の算定は、1か月（前月1日0時から同月末日24時までの期間とする。）の売却電力量により算定し、発電側課金料金を差し引いて毎月支払うものとする。相殺できない場合は、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。
- (2) 上記（1）の電力量料金は、4により計量された売却電力量に、2（6）表の売却電力量区分に応じたそれぞれの電力量料金単価を乗じて得た額を合計した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

#### 6 電力量料金の支払い

甲は、5により算定された当該月分の電力量料金を翌月乙に請求し、乙は同月末日（その日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）以内に支払うものとする。

#### 7 その他

##### (1) 発電バランシンググループの設定

本発電設備の非バイオマス電力について、乙は発電契約者として発電バランシンググループ（以下「発電BG」という。）を形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。ただし、これによりがたい場合は、乙が本発電設備を乙以外の事業者が発電契約者となる発電BGに加入するものとする。

##### (2) 契約期間

本契約の期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

##### (3) 余剰電力の活用

事業者は今治市クリーンセンターから公共施設（3施設）へ自己託送する電力について、需給管理を行うものとする。なお、自己託送する電力の託送料金は、甲が一般送配電事業者へ直接支払うものとする。

(4) 太陽光発電余剰電力の取扱い

甲は公共施設へ太陽光発電設備を設置することにより、自家消費しきれなかった電力を乙に売電し、公共施設へ電力供給することを検討している。甲が公共施設へ太陽光発電設備を設置し、自家消費しきれなかった電力を乙に売電し、公共施設へ電力供給する場合、甲は太陽光発電余剰電力単価について乙と協議することを予定している。

(5) 協議

仕様書等に定めのないその他の事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、甲、乙協議により定めるものとする。

(6) 添付資料

- ・令和6年度(2024年度)今治市クリーンセンター予定売却電力量
- ・令和4年度(2022年度)今治市クリーンセンター売却電力量(実績)
- ・平成30年度(2018年度)ごみ組成分析バイオマス比率計算値(実績)
- ・令和元年度(2019年度)ごみ組成分析バイオマス比率計算値(実績)
- ・令和2年度(2020年度)ごみ組成分析バイオマス比率計算値(実績)
- ・令和3年度(2021年度)ごみ組成分析バイオマス比率計算値(実績)
- ・令和4年度(2022年度)ごみ組成分析バイオマス比率計算値(実績)
- ・令和6年度(2024年度)今治市クリーンセンター運転計画(案)

令和6年度（2024年度）今治市クリーンセンター予定売却電力量

（単位：kWh）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
バイオマス分	523,580	533,601	713,124	736,895	736,895	713,124	614,623	299,934	736,895	736,895	665,582	736,895	7,748,043
非バイオマス分	211,951	212,942	366,877	379,105	379,105	366,876	279,165	72,352	379,105	379,105	342,417	379,106	3,748,106
昼間	98,364	84,566	178,343	185,476	185,476	164,075	132,157	36,036	171,209	164,075	156,941	178,343	1,735,061
夜間・休日等	113,587	128,376	188,534	193,629	193,629	202,801	147,008	36,316	207,896	215,030	185,476	200,763	2,013,045
合計	735,531	746,543	1,080,001	1,116,000	1,116,000	1,080,000	893,788	372,286	1,116,000	1,116,000	1,007,999	1,116,001	11,496,149

※自己託送分の電力量は含まれていません。  
 ※自己託送電力量は上限で算定しています。

令和4年度（2022年度）今治市クリーンセンター売却電力量(実績)

（単位：kWh）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
バイオマス分	601,442	502,551	773,714	812,490	659,356	553,906	714,522	238,867	688,404	712,237	749,690	962,948	7,970,127
非バイオマス分	405,980	549,956	566,912	589,140	740,274	804,993	551,434	190,434	626,355	472,055	307,045	206,968	6,011,546
昼間	190,503	208,431	287,246	276,509	360,811	375,443	256,715	85,413	293,240	206,332	140,637	101,244	2,782,524
夜間・休日等	215,477	341,525	279,666	312,631	379,463	429,550	294,719	105,021	333,115	265,723	166,408	105,724	3,229,022
合計	1,007,422	1,052,507	1,340,626	1,401,630	1,399,630	1,358,899	1,265,956	429,301	1,314,759	1,184,292	1,056,735	1,169,916	13,981,673

ごみ組成分析バイオマス比率計算値

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
H30年度(2018年度)	59.933%	51.735%	63.454%	55.961%	46.569%	40.649%	55.516%	56.490%	47.074%	75.105%	42.380%	53.726%	54.049%
R元年度(2019年度)	44.680%	50.734%	51.070%	58.410%	45.782%	52.290%	41.581%	43.772%	64.792%	62.455%	65.365%	64.038%	53.747%
R2年度(2020年度)	54.755%	45.067%	44.365%	49.753%	53.482%	44.715%	68.489%	62.549%	73.502%	54.086%	65.318%	51.315%	55.616%
R3年度(2021年度)	50.705%	58.506%	58.705%	53.184%	58.830%	57.491%	63.215%	53.971%	64.535%	52.940%	52.002%	62.346%	57.203%
R4年度(2022年度)	59.698%	47.757%	57.723%	57.965%	47.087%	40.762%	56.444%	55.642%	52.339%	50.848%	59.187%	68.647%	54.508%
平均	53.954%	50.760%	55.063%	55.055%	50.350%	47.181%	57.049%	54.485%	60.448%	59.087%	56.850%	60.014%	55.025%

(注)再エネ特措法の規定に基づき毎月ごみ組成分析を実施し、固定価格買取制度で定める方法によりバイオマス比率を計算している。

(注)バイオマス電力量を積算する際のバイオマス比率は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位までとする。

令和6年度(2024年度)今治市クリーンセンター運転計画(案)

炉No.	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	→ 10 25					
2号炉		→ 13 28				

炉No.	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	→ 23	→ 13				
2号炉		→ 6 27				

注1 →部は、焼却炉運転期間を表す。

注2 無印は焼却炉停止期間を表す。

注3 全炉停止期間は、約7日間を予定とする。